

1. 受験資格

受験資格は次のとおりです。

学 歴		必要な解体工事の実務経験年数	
		指定学科を卒業した者	指定学科以外を卒業した者
イ	大 学 卒 業 者	卒業後1年6ヶ月以上	卒業後2年6ヶ月以上
ロ	短期大学、高等専門学校（5年制） 卒 業 者	卒業後2年6ヶ月以上	卒業後3年6ヶ月以上
ハ	高 等 学 校 卒 業 者	卒業後3年6ヶ月以上	卒業後5年6ヶ月以上
ニ	上 記 以 外 の 者	8年以上	

注) ①「指定学科」とは国土交通省令で定めている（施工技術検定規則）に規定する学科です。
②「実務経験」は解体工事に関するものに限ります。
③「実務経験（解体工事に関する実務経験）年数」は平成24年10月31日現在で計算してください。

2. 試験日時

平成24年12月2日(日) 12:00（入室時間）～16:30

3. 試験方法

- (1) 四肢択一式試験（90分・12:20～13:50）＜マークシート方式＞
(2) 記述式試験（120分・14:30～16:30）

※マークシート方式は、受験者が選択した記号をシートの対応した記入欄に鉛筆で塗りつぶす試験方法です。

4. 受験料

17,850円(税込み)

[合格者が登録する際は、資格者証及び登録証発行のための登録料として別途4,200円必要]

5. 申込書販売

平成24年7月9日(月) ～ 11月2日(金)

1部630円で全解工連事務局及び会員団体事務局で販売します。また、ホームページから申込書送付依頼書をダウンロードできます。

6. 申込先

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6F
社団法人 全国解体工事業団体連合会

7. 申込受付期間

平成24年9月3日(月) ～ 平成24年11月9日(金) ＜締切日の消印有効＞
[所定の申込用紙で簡易書留郵便による申し込みとし、締切日の消印のあるものまで有効。]

8. 出題範囲

(1) 四肢択一式試験

- ①土木・建築の基礎知識 ②解体工事の施工計画・管理 ③解体工事の工法
④解体工事用の機器、仮設 ⑤振動・騒音・粉じん対策 ⑥石綿対策
⑦安全衛生管理 ⑧副産物・廃棄物対策 ⑨関連法規 等

(2) 記述式試験

- ①解体工事の実務経験に関するもの
②木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の解体工事施工計画の実務
③その他

9. 合格発表

平成25年2月15日(金)

- * 受験者全員に、郵送にて結果通知書を送付します。
* 合格者の受験番号を当連合会のホームページで公開します。 全解工連 検索

10. 試験会場

試験地	会 場	所 在 地
北海道（札幌市）	北海道建設会館（9F大ホール）	札幌市中央区北4条西3-1 9F
宮 城（仙台市）	TKPガーデンシティ仙台（AER21Fホール）	仙台市青葉区中央1-3-1 AER21F
東 京（文京区）	中央大学理工学部	東京都文京区春日1-13-27
静 岡（静岡市）	清水テルサ（7F大会議室）＜静岡市東部勤労者福祉センター＞	静岡市清水区島崎町223
愛 知（名古屋市）	愛鉄連厚生年金基金会館（4F大会議室）	名古屋市中村区黄金通1-18
大 阪（大阪市）	新梅田研修センター	大阪市福島区福島6-22-20
岡 山（岡山市）	第一セントラルビル1号館（9F大ホール）	岡山市北区本町6-36
愛 媛（松山市）	リジェール松山（8Fクリスタルホール）	松山市南堀端町2-3（JA愛媛）
福 岡（福岡市）	電気ビル共創館（3F）	福岡市中央区渡辺通2-1-82

取得した個人情報等について

- 全解工連は、受験申込の際に試験業務の遂行上必要な情報として、氏名・生年月日・本籍・住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、試験業務のためにだけ利用し、それ以外の目的には利用しません。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 合格発表の際は、インターネット上で合格者の受験番号のみを公開します。
- 合格者が登録した情報（氏名・都道府県名・登録番号・所属企業名・所属企業住所・所属企業電話番号）は、当連合会が発行する「解体工事施工技士登録者名簿」に記載し公開しますのであらかじめご了承ください。

□解体工事施工技士試験 申込書販売先 一覧

[申込書は、1部630円で全解工連事務局並びに下記の各会員団体事務局で販売します。]

会員団体名	電話番号	事務局住所
(一社)青森県解体工事業協会	017-729-2322	〒030-0852 青森市大字大野字若宮33-16
岩手県建物解体業協会	0191-26-2311	〒021-0013 一関市宮下町8-11 大森工業㈱ 内
宮城県解体工事業協同組合	022-292-3455	〒983-0833 仙台市宮城野区東仙台4-2-76 渥美ビル300号
(一社)秋田県建造物解体業協会	018-839-7248	〒010-1421 秋田市仁井田本町3-12-6 ㈱鈴兼工務店 内
(一社)山形県解体工事業協会	023-644-9900	〒990-2482 山形市久保田2-1-47
福島県解体工事業協同組合	0246-28-2400	〒971-8141 いわき市鹿島町走熊字小神山63-1いわきビル3F
茨城県建設解体業協同組合	029-240-1917	〒310-0845 水戸市吉沢町569-81
(一社)栃木県解体業協会	028-632-6063	〒320-0844 宇都宮市菊水町3-1大友ビル2F
群馬県解体工事業協会	027-280-2033	〒371-0234 前橋市東金丸町91-42 ㈱最澄建工内
埼玉県解体業協会	048-856-2451	〒338-0004 さいたま市中央区本町西4-11-10 ㈱クワハラ・ハンぷりん内
千葉県解体工事業協同組合	043-202-5505	〒206-0014 千葉市中央区本千葉町10-20 DIKマンション609号室
(社)東京建物解体協会	03-3551-1075	〒104-0032 中央区八丁堀3-10-1 章山堂ビル401
(一社)神奈川県建物解体業協会	045-662-5011	〒231-0011 横浜市中区太田町3-36 ｸｵｲ横浜関内壱番館1005号
山梨県重機・建設解体工事業協同組合	055-232-4165	〒400-0861 甲府市城東1-3-8
(協)長野県解体工事業協会	026-219-2455	〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館ビル4F
(社)新潟県解体工事業協会	025-245-7673	〒950-0911 新潟市中央区笹口1-19-31
(社)富山県構造物解体協会	076-442-6567	〒930-0097 富山市芝園町1-7-6
石川県構造物解体協会	076-258-1284	〒920-0008 金沢市今昭町甲10 金沢研解体業 内
福井県建物解体業協会	0776-22-3936	〒910-0019 福井市春山2-18-24
岐阜県土木建築解体事業協同組合	058-274-3315	〒500-8357 岐阜市六条大溝4-12-19 第3環境会館1F
(一社)静岡県解体工事業協会	054-288-7761	〒422-8067 静岡市駿河区南町4-39 園田ビル2F
愛知県解体工事業連合会	052-452-1128	〒453-0014 名古屋市中区則武1-15-13 Uコホ°名古屋4C
三重県解体工事業協同組合	059-352-8246	〒510-0093 四日市市本町1-1 服部ビル2F 203号
滋賀県解体工事業協会	077-565-2030	〒525-0055 草津市野路町378
(一社)京都府建物解体協会	075-693-7797	〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53-4 ジョンソンビル3F
大阪建物解体工事業協同組合	06-6583-5121	〒550-0023 大阪市西区千代崎2-13-6
兵庫県解体工事業協会	079-223-8686	〒670-0955 姫路市安田4-36 マサミビル2F
奈良県解体工事業協会	0744-32-5767	〒636-0305 磯城郡田原本町平野35-1
(一社)和歌山県建物解体協会	073-426-1959	〒640-8015 和歌山市北新桶屋町20
鳥取県解体工事業協同組合	0857-38-8571	〒680-0942 鳥取市湖山町東2-245 (有)森本組 内
岡山県建造物解体工事業協会	0868-32-0510	〒708-0004 津山市山北760-5 津山市上下水道会館2F
(協)徳島県解体工事業協会	088-626-7201	〒770-0931 徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター5F 3号
(社)高知県解体工事業協会	088-822-8466	〒780-0976 高知市みづき2-613
(社)福岡県建造物解体工業会	092-552-6851	〒815-0033 福岡市南区大橋2-15-9-104 ロワーマンション大橋7
佐賀県解体・リサイクル協議会	0952-34-6636	〒842-0052 神埼市千代田町姉1731-1
(社)長崎県建造物解体工業会	095-845-8958	〒852-8126 長崎市石神町14-17
(一社)熊本県解体工事業協会	096-375-4577	〒860-0811 熊本市中央区本荘4-8-16
大分県建造物解体工事業協同組合	097-503-6177	〒870-0272 大分市大字迫字丸山658-1 サニーハイ7108
宮崎県解体工事業協同組合	0985-64-2515	〒880-0946 宮崎市福島町3-2-1 ㈱田村産業 内
鹿児島県解体工事業協同組合	099-253-2805	〒890-0072 鹿児島市新栄町20-3 ㈱吉永土木内
(社)鹿児島県建造物解体業連合会	099-251-1033	〒890-0052 鹿児島市上之園町20-26 都喜和ビル3F
沖縄県解体工事業協会	098-957-0148	〒904-0204 中頭郡嘉手納町水釜112 福地組ビル3F

解体工事業に係る登録等に関する省令（国土交通省令）第七条第三号の登録試験（登録番号1番）

平成24年度（第20回）

解体工事施工技士試験のご案内

試験実施日：平成24年12月2日(日)

申込締切日：平成24年11月9日(金)（消印有効）

試験地：北海道(札幌市) 宮城県(仙台市) 東京都(文京区) 静岡県(静岡市)
愛知県(名古屋市) 大阪府(大阪市) 岡山県(岡山市) 愛媛県(松山市)
福岡県(福岡市) (全国9会場で実施)

近年、都市の再開発事業の増加に伴い、建築物やその他の工作物の解体工事が増加するとともに、解体する対象物が大型化かつ多様化してきました。また資源循環型社会の構築に向けての動きも加速しています。現在の「解体工事業者」には特に、解体工事を安全・確実に施工するための技術及び解体工事から発生した建設副産物を適正に処理する能力が必要です。発注者の注文に対し高品質の解体工事を提供する義務もあります。このような状況を鑑みて、社団法人全国解体工事業団体連合会（以下「全解工連」という。）では、解体工事に関して一定の能力を備えた技術者に対し、平成5年から解体工事施工技士として資格を認定しています。

解体工事施工技士試験は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第三号）に規定された国土交通大臣登録試験（登録番号1番）です。解体工事施工技士の合格者は、解体工事業の登録及び施工に必要な技術管理者の資格要件の一つとされています。

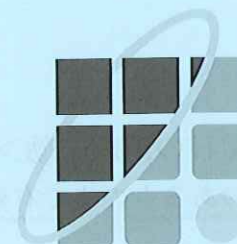
その他、自治体によっては解体工事施工技士を入札条件とする例も増加しています。

解体工事施工技士試験は、次の知識・能力について一定のレベルに達しているかを検定します。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ① 土木、建築及び関係法令に関する基礎知識 | ⑥ 解体工事施工計画書の作成 |
| ② 解体工法、機器に関する専門知識 | ⑦ 解体工事費の積算及び見積書の作成 |
| ③ 分別解体及び再資源化に関する専門知識 | ⑧ 解体工事の施工管理 |
| ④ 発注者等の作成した設計図書の解読 | ⑨ 発生した廃棄物の適正処理及び再資源化のための管理 |
| ⑤ 解体工事に必要な設計図書の作成 | ⑩ 解体工事現場作業員に対する教育・指導・監督 |

第1回から第19回までの合格者の合計は16,008名です。合格者は改めて登録申請することにより、「登録者名簿」にその氏名等が記載されます。「登録者名簿」は、国、地方公共団体及び建設関係の各団体等に頒布しています。登録の有効期間は5年間で、更新講習を受講することによって更新できます。

◆ 主 催 ◆



国土交通大臣登録試験実施機関

社団法人 全国解体工事業団体連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6F

TEL：03-3555-2196 FAX：03-3555-2133

http://www.zenkaikouren.or.jp/

(社)全国解体工事業団体連合会
(略称：全解工連)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6F
TEL：03-3555-2196 FAX：03-3555-2133
http://www.zenkaikouren.or.jp